

令和5年度

第2回 阿賀野市入札監視委員会

令和6年3月21日（木）

阿賀野市総務部管財課

令和5年度 第2回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

1 日 時 令和6年3月21日(木) 午後2時00分～午後3時00分

2 場 所 阿賀野市役所 別館 3階 303会議室

3 委 員

佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、一宮三郎、杵淵富美子

4 傍聴者 無

5 議題

(1) 委員長の選出(互選)について

委員長 : 佐伯竜彦

(2) 委員長代理の指名について

委員長代理 : 磯部亘

(3) 期間内の発注状況等報告

- ・期間内の工事総括について(対象期間:令和5年8月～令和6年1月)
- ・発注方式別工事等について(対象期間:令和5年8月～令和6年1月)
- ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

(対象期間:令和5年8月～令和6年1月)

(4) 抽出案件の審議

- ・制限付一般競争入札 2件
- ・通常指名競争入札 2件
- ・随意契約 1件

6 その他

「抽出案件」

制限付一般競争入札 (A) 【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-2	下水 第7号	曾郷管渠改 築更新工事 その2	土木一式	(株)小林組	65,120,000	99.61%	下水道	9

抽出理由 (本間委員)

今期の一般競争入札案件の内、最も落札率と契約金額が高い案件であるため。

「質問・意見」

- 1 当案件は「総合評価方式」を採用した一般競争入札とのことだが、この「総合評価方式」について尋ねたい。総合評価方式は、最初に各入札者の入札額と予定価格を比較し、その後技術的評価を採点しているのか。
- 2 つまり、当案件は入札額のみ焦点をあてると、落札する可能性があったのは2者のみという状況であったということか。
- 3 入札者9者の内、7者が超過していたのは多く感じる。説明によると、工事現場間に距離があることが、超過の原因とのことであったがよろしいか。
- 4 やむを得ないとは思いますが、超過の数が多いと感じる。

「回答」

当該工事は、施工内容としては一般的な下水道管の更新布設工事となるが、施工箇所が一続きではなく、一区画の中を3箇所に分割して施工するような形をとっている。そのため、1箇所ごとに仮設置をする必要があったことで、共通仮設費が高額となり、入札者9者の内、7者が予定価格を上回る「超過」となっている。入札者の大半が高額な入札額を提示する工事において、共通仮設費を比較的安く抑えることができた業者が、予定価格を下回ることができたが、予定価格に近い金額での入札額となったため落札率が高くなったものと思われる。

- 1 事前に各入札者の技術的評価を採点した上で、その後提示された入札額を合算した評価値が最も高かった者が落札候補者となる。入札額を提示した際に、予定価格を超過している場合は、その時点で落札者になることはできないことになる。
- 2 その通りである。
- 3 その通りである。工事現場毎に仮設置をする必要があり、共通仮設費が高くなってしまったため、超過してしまったものと思われる。

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-16	下水 第 21 号	下ノ橋 Y18-3 号管渠工事	土木一式	(株)帆苧組	48,928,000	96.36%	下水道	20
<p>抽出理由（本間委員）</p> <p>今期の一般競争入札案件の内、入札参加者数が最多の案件であったので、比較的参加しやすい工事内容であったのかなど理由を知りたいため。</p>					<p>「回答」</p> <p>当案件の入札者が多くなった理由については、主に以下の点が要因と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各者の手持ち工事が少なくなってきた年度終盤の発注であったため、受注に前向きであったのではないかと考えられること ・積算により適切な利潤を確保できると各者が判断したと考えられること ・施工地が農道であり、冬期の交通量が減少する時期であるため施工が行いやすいと判断したと考えられること ・工事内容が圧送管敷設であり、掘削深度が浅く、比較的施工が容易であると判断したと考えられること <p>などの複数の要因により、入札業者が多くなったものではないかと考える。</p>			

通常型指名競争入札 (C) 【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位： 円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-1	下委第4号	下ノ橋処理分 区管渠詳細設 計業務委託	土木コンサ ルタント	オリジナル設 計(株) 新潟事務所	14,850,000	91.90%	下水道	10
<p>抽出理由 (本間委員)</p> <p>抽出理由としては、今期の指名競争入札案件の内、最も高い契約金額を示していたため、その業務内容が知りたいと思った。</p> <p>また、入札参加者数は10者だが、同業種で、阿賀野市に登録のある業者は何者あるのかも併せて尋ねる。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 指名業者である10者は、どのような基準で選定しているのか。業者にランク付けをし、金額に応じたランクから選定しているのか。</p> <p>2 では、要件を満たす業者の中で、実績を有する業者を指名したということか。</p> <p>3 当案件のような設計業務というのは、大半を業者に委託しているものなのか。こういったときに委託するかなどの条件等はあるのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>業務内容は、管渠施工のための設計業務である。当該業務は、新潟県の積算基準に則って積算した結果、1,000万円を超える設計額になっている。</p> <p>また、コンサルタント-建設コンサルタント-下水道に登録のある全業者数は、107者であり、当案件の地域要件を加えると、94者となる。</p> <p>指名要件を満たす入札参加登録業者数は94者あるが、設計業務は、その後に市が発注する工事の元になるものであり、公金を使用する以上、成果品の精度に信頼をおける業者に委託したいという理由から、実績を有する10者を指名したものである。</p> <p>1 建設コンサルタントにはランク付けはない。</p> <p>2 その通りである。</p> <p>3 上下水道局下水道事業としては、設計業務は一般的に業者委託としている。</p>			

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-14	建第 41 号	十二神江上線 (黒川橋)橋梁 修繕工事	土木一式	小菅建設興業 (株)	3,465,000	79.15%	建設課	6
<p>抽出理由（本間委員）</p> <p>今期の指名競争入札案件の内、落札率が最も低い案件であるため。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 入札業者に対して、事前に見積書やそれに相応する書類を徴しているのか。</p> <p>2 入札業者ごとに見積書を徴していないために、予定価格と入札額に開きが出たと見える。当案件での諸経費に対する業者の考え方と、市の積算とで乖離が生じてしまっている。このような場合においても、市は見積書等は徴取しないのか。</p> <p>3 以前、自身が新潟市内で勤務していた際に、新潟市等の入札に参加することがあったが、多くの件数の見積書を事前に提出していた記憶がある。地域によって、設計額の設定の仕方は異なるのか。</p> <p>4 当案件は、結果として、予定価格が非常に高く設定されてしまっている。今後、諸経費の積算方法を見直して、以後の工事に反映させるつもりはあるか。</p> <p>5 しかし、入札結果を見ると、ある会社のみが安価な入札額を示しているわけではなく、全入札者が安価な入札額を提示している。ということは、その諸経費の計算が実態と合っていないとも読めるような気がするのだが、いかがか。</p>					<p>「回答」</p> <p>市の設計と入札業者の工事内訳を比較した結果、業者側の積算は諸経費を低く抑えた積算となっており、どの業者も「諸経費を抑えても適正な利潤を確保できる」と考えた結果、入札額が低くなり、結果として落札率が低くなったものと思われる。</p> <p>1 入札業者ごとには、見積書を徴しているわけではない。</p> <p>2 新潟県の積算基準に則って設計する案件については、業者から見積を徴取して積算することはない。</p> <p>3 新潟県の積算基準に単価の記載がないものは、『建設物価』というものを参照する。さらに、そこに記載のない場合には、3者以上の業者に対して見積書の提出をお願いしている。</p> <p>4 工事内容に即した諸経費を設定しているので、今回の工事と同様の工事を、今後発注する場合も、諸経費の設定は変えず、積算基準に則った設計としたいと思っている。</p> <p>5 積算は、新潟県の積算基準に準拠しており、橋梁修繕の場合に使用する諸経費は決まっているため、それに従って設計をする。</p>			

<p>6 そうであるとしても、「それより安く施工できる」と、入札額を通じて、すべての入札業者は暗に言っていると捉えることができる。そうだとすると、積算基準の方が実態に合っていないと感じてしまう。</p> <p>当案件のみを以て、諸経費率を直せるかどうかはわからないが、今回の事案を新潟県に報告するような仕組みはないのか。</p> <p>7 以後、同様の扱いにするかどうかは別としても、当案件の予定価格と入札額に大きな価格差を生じさせている事実を鑑みて、今後発注する当案件と同様の工事では、阿賀野市で独自で見積書を徴取すれば、「諸経費はこれだけ見ておけばいい」とか、「こんなに要らないんだ」などの実態が、ある程度読めるのではないか。そうすると、落札率が 90%や 85%などになるような気がする。当案件は、最低価格を設定していないため、乖離が生じやすい案件でもあると思う。見積書を徴する方法があってもいいんじゃないかなと感じる。</p> <p>8 当案件の工期は、令和 6 年 3 月 31 日までだが、既に工事は完了したのか。</p>	<p>6 現在は、そのような仕組みはない。</p> <p>7 検討する。</p> <p>8 完了しており、本日（令和 6 年 3 月 21 日）の午前に完了検査を終えた。</p>
---	---

通常指名競争入札 (D) 【1 件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
D-3	総工第 5 号	非常用放送設備取替工事	消防施設	二幸産業(株) 新潟支社	3,850,000	100.00%	総務課	1
<p>抽出理由（本間委員）</p> <p>抽出理由としては、落札率が 100%であり、見積業者と請負業者は同じであったかどうか、見積金額と契約金額は同じであったかどうかを知りたいため。</p> <p>また、過去に設備を設置した業者と今回の請負業者が同一の業者かどうか併せて尋ねる。</p>					<p>「回答」</p> <p>抽出理由に対する回答としては、見積業者と請負業者は同一で、見積金額と契約金額も同一であった。</p> <p>また、当初設置した業者は「長谷川電気・今井電友舎建設共同企業体」で、今回の請負業者とは異なる業者となっている。</p>			

一者随意契約を行った理由としては、今回の請負業者は、今年度、本庁舎（本館・別館）及び保健センターに係る消防設備点検業務を含む「総委第1号 庁舎 総合管理業務」を受託しており、警報機器並びに非常放送設備を熟知しているため、火災受信機と連動している当該機器の取替工事において不具合等が生じたとしても、早急に対処することで、行政運営への影響を最小限に抑えつつ、本業務を適切に遂行できる唯一の業者であると判断したため、一者随意契約を締結した。